

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和45年3月に短期大学を卒業後、A社の業務を請け負い自営で仕事を始めた。

国民年金の加入手続については、A社からの指導を受けて自分で行った。B市役所に行って国民年金保険料を納めた記憶があり、確定申告書の保険料控除欄にも同社の指導を受けて記入していると思うので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、昭和53年4月以降の国民年金加入期間は付加保険料も納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人への手帳送付年月日は昭和48年12月27日となっていることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、オンライン記録によると46年4月から47年3月までの保険料が納付済みとされており、当該期間については、上記加入手続を行った時期を前提とすると、時効により納付できない期間も含まれていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性を否定できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入の経緯等について、「昭和45年5月にA社の仕事を始める前にA社の研修を受けた際、国民年金と国民健康保険の加入について説明を受け、研修終了後に加入手続をしたと思う。」と具体的に記憶しているほか、「保険料を納付した時、手帳に丸いスタン

プを押してもらった記憶がある。」と述べているところ、当該納付方法は、申立期間①及び②について、当時行われていた印紙検認方式と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

加えて、申立期間に近接する昭和46年4月から47年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間について、当初、オンライン記録では国民年金未納期間とされていたが、C市及びD市の国民年金被保険者名簿により国民年金保険料の納付が確認できたとして、平成22年2月に納付済みに記録が訂正されており、当時の行政側の事務処理に誤りがあったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、父親がA町役場で、昭和45年度の国民年金保険料を一括で納付してくれた。その証拠に、国民年金手帳に検認印が押してある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親がA町役場で一括納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録のページには、昭和45年4月から46年3月までの各月欄に、それぞれ「検認 45. 7. 30 A町」の丸印が押されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間は未加入期間とされており、未加入期間に納付された国民年金保険料については還付されることとなるが、申立人は、昭和45年5月6日に国民年金被保険者資格を喪失した記録となっているものの、申立期間の国民年金保険料が還付されたことを示す記録は確認できない上、還付されていれば保管されるべき特殊台帳（マイクロフィルム）も保管されておらず、ほかに申立期間の保険料が申立人に還付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和45年5月に婚姻しているところ、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が53年7月に転入したB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、45年5月6日に、国民年金被保険者の種別を「強制」から「任意」に変更し、同年12月15日に資格喪失した旨

の記載が確認できる。このため、申立期間のうち同年5月から同年11月までの期間は任意加入期間として取り扱われるべき期間と考えられるが、オンライン記録に反映されておらず、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年6月まで  
義父が家族の分の国民年金保険料をまとめて納付していたが、申立期間について私の分だけを納付しなかったとは考えられない。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の義父は、申立期間を含め国民年金加入期間に未納が無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時に同居していた申立人の義母及び夫も、申立期間を含めて国民年金加入期間に未納は無く、申立人の申立期間の国民年金保険料だけが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで  
② 昭和50年11月

昭和49年1月に会社を辞めた後に、A市B支所で国民年金への加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も同支所で納付していたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月18日に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①直前の同年1月から同年6月までの国民年金保険料が同年10月に納付されていることが確認できることから、申立期間①の保険料を未納のままにしていたというのは不自然である。

一方、申立期間②について、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳により、申立人が昭和50年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立期間②は国民年金の未加入期間とされており、申立人は、制度上、申立期間②の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年4月30日及び17年4月28日の標準賞与額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成17年4月28日

ねんきん定期便において、A社における平成15年4月30日及び17年4月28日に支払われた賞与20万円について、支払記録が確認できない。

支払明細書は無いが、預金通帳の入金記録のとおり支給されていたことは間違いなく、各賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年4月30日及び17年4月28日において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月6日に、同社B事業所における資格取得日に係る記録を31年8月22日に訂正し、27年2月及び同年3月の標準報酬月額を8,000円に、31年8月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月11日から同年4月6日まで  
② 昭和31年8月22日から同年9月1日まで

申立期間①について、私は、昭和27年3月当時、A社C事業所に所属していたが、同年2月11日付けで辞令を受け、同年4月6日、同社D事業所に赴任した。

申立期間②について、A社B事業所への転勤命令を受けた。辞令は昭和31年8月18日付けで受け取り、B事業所に赴任した。当時、遠隔地からの引っ越しで、赴任までの日数を要した記憶がある。

いずれの申立期間についても、転勤により勤務先が変わっただけであり、厚生年金保険の未加入期間となっていることには納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍期間証明書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和27年4月6日にA社から同社D事業所に異動、31年8月22日に同社D事業所から同社B事業所に異動）、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、各申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社及び同社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和27年2月及び同年3月は8,000円、31年8月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年11月10日に、C社における資格取得日に係る記録を36年5月5日に、A社における資格取得日に係る記録を39年1月16日にそれぞれ訂正し、35年11月及び36年5月の標準報酬月額を1万2,000円、39年1月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る各申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月10日から同年12月1日まで  
② 昭和36年5月5日から同年6月25日まで  
③ 昭和39年1月16日から同年2月1日まで

私は、昭和35年4月頃にC社に入社し、同年11月にA社B事業所に転勤となり、36年4月にはA社D事業所勤務となった。

勤務地の変更はあったが、昭和35年4月初めから42年10月31日まで退職することなく継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、「C社」及び「A社（B事業所及びD事業所を含む。）」に係る商業登記簿謄本等の複数の役員が同一である状況並びに複数の同僚がこれらの事業所間での異動記録がある状況等から判断すると、これら事業所はグループ会社であると認められ、複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、当該グループ会社に継続して勤務し（C社からA社B事業所に異動、同社B事業所から同社D事業所（厚生年金保険の適用事業所としては、C社）に異動、同社D事業所からA社に異動）、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②の異動日については、申立てに係るグループ会社において被保険者資格が継続している複数の同僚等の加入記録によると、月の途中で異動していることが確認できるところ、申立人は、昭和 35 年 10 月末又は同年 11 月 1 日頃に C 社から A 社 B 事業所に異動し、36 年 4 月頃に同社 B 事業所から同社 D 事業所に異動したと記憶していること、及びオンライン記録において C 社における申立人の資格喪失日は 35 年 11 月 10 日、A 社 B 事業所の資格喪失日は 36 年 5 月 5 日となっていることから、同社 B 事業所の資格取得日については 35 年 11 月 10 日、C 社の資格取得日については 36 年 5 月 5 日とすることが妥当である。

また、申立期間③の異動日について、申立人は、昭和 36 年 4 月頃、A 社 D 事業所に異動し、申立期間③も継続して勤務していたと証言しているところ、申立人は、C 社において厚生年金保険の被保険者となっていたが、C 社は、39 年 1 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人に係る A 社の資格取得日を同年 1 月 16 日とすることが妥当である。

なお、申立期間①、②及び③の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 B 事業所における昭和 35 年 12 月、C 社における 36 年 6 月及び A 社における 39 年 2 月のオンライン記録から、申立期間①及び②については、1 万 2,000 円、申立期間③については、2 万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人の各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支社）における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和37年4月から平成11年4月まで継続して勤務していたが、同社D支店（現在は、A社E支店）F出張所から同社B支店G出張所に転勤になった昭和42年4月の厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないとの回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

職務経歴表のとおり、昭和42年4月からB支店G出張所所属となったことが確認でき、当時の給料明細書そのものは無いが、明細を記録した給与支給明細メモのとおり厚生年金保険料が控除されていたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C支社から提出された申立人に係る職員カード、申立期間当時の上司の証言及び雇用保険の記録並びに申立人が所持する給与支給明細メモにより、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年4月1日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細メモの厚生年金保険料控除額及び昭和42年5月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否

かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は27万8,000円、同年12月15日は36万7,000円、16年6月15日は42万2,000円、同年12月15日は14万4,000円、17年12月15日は21万2,000円、18年6月15日は32万円、同年12月15日は33万5,000円、19年6月15日は34万9,000円及び同年12月17日は36万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年12月15日  
⑥ 平成18年6月15日  
⑦ 平成18年12月15日  
⑧ 平成19年6月15日  
⑨ 平成19年12月17日

申立期間①から⑨までについて、ねんきん定期便には、A社に勤務していた当時支給されていた夏、冬の賞与に係る厚生年金保険料の記録が無いが、私が保管している賞与支給明細書では厚生年金保険料が控除されているので、各申立期間の賞与記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑨までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人から提出された賞与支給明細書及び普通預金の賞与振込記録により、申立人は、平成15年6月16日は27万8,000円、同年12月15日は36万7,000円、16年6月15日は42万2,000円、同年12月15日は14万4,000円、17年12月15日は21万2,000円、18年6月15日は32万円、同年12月15日は33万5,000円、19年6月15日は34万9,000円及び同年12月17日は36万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑨までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑩までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間①から⑩までの標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は36万9,000円、同年12月15日は31万9,000円、16年6月15日は42万7,000円、同年12月15日は46万5,000円、17年6月15日は44万5,000円、同年12月15日は55万円、18年6月15日は50万円、同年12月15日は50万5,000円、19年6月15日は47万2,000円及び同年12月17日は61万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

申立期間①から⑩までについて、ねんきん定期便には、A社に勤務していた当時支給されていた夏、冬の賞与に係る厚生年金保険料の記録が無いが、私が保管している賞与支給明細書では厚生年金保険料が控除されているので、各申立期間の賞与記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人から提出された賞与支給明細書及び普通預金の賞与振込記録により、申立人は、平成15年6月16日は36万9,000円、同年12月15日は31万9,000円、16年6月15日は42万7,000円、同年12月15日は46万5,000円、17年6月15日は44万5,000円、同年12月15日は55万円、18年6月15日は50万円、同年12月15日は50万5,000円、19年6月15日は47万2,000円及び同年12月17日は61万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 20 日から 35 年 7 月 20 日まで  
申立期間に A 社 B 支店の工事現場で働いており、退職の 2 か月後に結婚したが、脱退手当金については、会社から説明を受けていないし、社会保険事務所（当時）に請求したことも無い。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 7 月 20 日から 1 年 1 か月後の 36 年 9 月 8 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 35 年 9 月に婚姻・改姓し、その後の脱退手当金の支給決定までに 1 年が経過していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年4月1日から21年7月22日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月の資格取得時及び同年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における同年4月から21年6月までに係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月1日から21年7月22日まで  
② 平成21年7月21日から同年8月28日まで

私は、申立期間①はA社で、申立期間②はB社で厚生年金保険に加入しているが、記録されている標準報酬月額が、実際の給与と異なっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年4月1日から21年7月22日までの期間及び同年7月21日から同年8月28日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

各申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、当該期間に係る標準報酬月額については、オンラ

イン記録によると、9万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票、市・県民税課税証明書及び雇用保険被保険者離職票並びに事業主の証言によると、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月の資格取得時及び同年4月から同年6月まで期間は標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、当該事業所を管轄する年金事務所に、事業所から資格取得時の標準報酬月額の訂正について依頼があった場合の取扱いについて照会したところ、通常であれば、依頼を踏まえて訂正処理を行う旨回答している。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年4月から21年6月までは18万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、事業主が保管する賃金台帳により、申立人が主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 宮城国民年金 事案 1364 (事案 1103 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの期間、平成3年7月、8年1月、同年9月、9年5月から同年6月までの期間、同年10月、10年4月から同年6月までの期間及び同年8月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年3月まで  
② 平成3年7月  
③ 平成8年1月  
④ 平成8年9月  
⑤ 平成9年5月から同年6月まで  
⑥ 平成9年10月  
⑦ 平成10年4月から同年6月まで  
⑧ 平成10年8月から12年3月まで

私は、国民年金制度が始まった時から自分で国民年金保険料を納付していた。昭和43年3月に事業を開始してからは、店舗の2階にある自宅に集金に来てもらって必ず納付していた。前回の申立てにより一部の期間について納付が認められたが、全て納付しているので納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①及び②については、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっていること、ii) 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧が含まれる平成7年度から11年度までの期間においては、60か月中28か月が未納となっている上、夫も同じような未納記録となっていること、iii) オンライン記録で申立人の保険料納付日が確認できる平成7年4月以降については、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の前後の期間の保険料は時効直前に納付しており、当該期間が複数回に及

ぶことを踏まえると、申立期間について時効の到来により納付できなかった可能性も否定できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、各申立期間の保険料を納付していたと主張するのみであり、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年5月まで

私の年金記録を照会したところ、申立期間は未加入との回答があった。当時、母が私の国民年金加入手続をし、家族の分の国民年金保険料をまとめて納付していたはずである。生活を共にしていた2人の兄の国民年金保険料の納付状況を確認の上、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続をし、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、基礎年金番号の導入（平成9年1月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の2人の兄の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとされているが、申立期間当時、2人の兄は自営業に従事しているものの、申立人は、A町の臨時職員として勤務しており、必ずしも保険料納付時の状況は同様ではない。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は既に死亡しているため、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を



納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年1月まで  
母親がA市B支所に行った時に職員から、20歳になったら年金への加入が必要と言われて、私の国民年金への加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の時に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月27日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、昭和48年2月1日から同年3月12日まで厚生年金保険に加入しており、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は加入手続きや保険料の納付に関与していないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 25 日から 53 年 7 月頃まで  
② 昭和 61 年 7 月頃から平成元年 3 月頃まで  
③ 平成元年 4 月頃から 11 年 4 月頃まで

申立期間①は、A社に正社員として勤務しており、申立期間②は、B社にパート社員として勤務していた。また、申立期間③は、C社にパート社員として勤務していた。

しかし、各申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主が、申立人を雇用していたことを記憶していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立てに係るA社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、A社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことは無かったとしている。

さらに、申立人が記憶する同僚については、オンライン記録で特定することができず、申立人の勤務実態等の確認ができない。

加えて、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和 48 年 3 月 22 日に国民年金被保険者資格を取得し、51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については同年 11 月に一括して過年度納付し、昭和 53 年度分の国民年金保険料については現年度納付していること

から、申立期間①のほとんどの期間は国民年金被保険者期間であったことが確認できる。

申立期間②について、申立人が記憶するB社の所在地が、商業登記簿上の所在地と合致していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録により、B社は、昭和61年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、申立期間②のほとんどの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、商業登記簿により、B社は、昭和62年1月31日に解散していることが確認でき、元同社代表取締役（清算人）は、当時の資料は無く、申立人についての記憶も無いとしていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等について確認できなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人が記憶する同僚の氏名は見当たらない上、申立人の氏名も見当たらなかった。

加えて、オンライン記録により、申立期間②は全て国民年金被保険者期間である上、昭和62年4月1日から63年3月31日までの期間については、国民年金保険料の申請免除（全額）期間であることが確認できる。

申立期間③について、申立人が記憶する同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、C社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社を統合したD社は、C社から引き継いで保管している書類の中に、申立人に関する人事記録等が見当たらないとしており、申立人の申立期間③当時の勤務実態や厚生年金保険料控除等について確認できなかった。

また、C社において厚生年金保険の被保険者であった20人に照会しても、申立人が同社に勤務していたことを知っているという回答のあった3人は、いずれも、申立人の厚生年金保険への加入の有無については承知していないとしている。

さらに、オンライン記録により、申立期間③（120か月）は全て国民年金被保険者期間である上、平成6年4月1日から7年3月31日までの期間を除く108か月については、国民年金保険料の申請免除（全額）期間であることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 1 月 1 日から 45 年 9 月 2 日まで

私は、申立期間①の直前に勤めていたA事業所から、昭和 42 年 2 月に「手伝い」としてB事業所（C県D市）に異動させられ、同年 12 月まで同事業所で作業をしていたが、同事業所における厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。調査の上、申立期間①について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、B事業所を辞めた後、昭和 43 年 1 月にE事業所（C県F市）に入り、45 年 8 月頃まで作業をしていたが、同事業所においても厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。E事業所に入社して1年目ないし2年目に、健康保険証を使った記憶があり、申立期間②当時撮った写真もあるので、調査の上、申立期間②についても、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がB事業所で勤務することとなった経緯及び従事した業務内容等に関する申立人の記憶が具体的であることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、C県D市内で製造を行っているB事業所について、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人がB事業所の直前に勤務していたA事業所に照会しても、現在の事業主から、当時の事業主は亡くなり、当時のことを知る従業員もいないため、B事業所の有無自体が不明である旨の回答があり、B事業所に申立人の勤務実態等

を確認することができない。

また、申立人から提出のあった関係機関指定の技能講習の受講済証の交付年月日（昭和 42 年 11 月 17 日）及び同受講済証記載の住所（C 県 F 市）からみて、当該受講済証が交付された時点では、既に E 事業所に勤務していたことがうかがわれる。

さらに、申立人が記憶する申立期間①当時の B 事業所の同僚について、正確な氏名等は不明であることから、オンライン記録による特定ができず、申立期間①当時の勤務実態等の証言を得ることができない上、厚生年金保険料の給与からの控除に関する申立人の記憶も定かではない。

申立期間②について、申立人が保管する当該期間当時の写真及び申立人が E 事業所の直後に勤務したとしている G 事業所の回答等から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、E 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録上、申立てに係る E 事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が E 事業所の直後に勤務していた G 事業所に照会しても、E 事業所は既に現存しておらず、申立期間②当時の経営形態や従業員規模等については不明である旨の回答があり、E 事業所に申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、申立期間②当時、申立人が健康保険証を使用して通院治療を受けていたとしている医院名は不明であるため、使用した健康保険の種別の確認ができない。

さらに、申立人が記憶する申立期間②当時の E 事業所の同僚について、正確な氏名等は不明であることから、オンライン記録による特定ができない上、厚生年金保険料の給与からの控除に関する申立人の記憶も定かではない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 9 月 22 日から 41 年 11 月 1 日まで

昭和 32 年 4 月に A 社に入社した。A 社はその後、合併や買収により、B 社、C 社（現在は、D 社）と社名が変更になったが、その間も継続して勤務していた期間のうち、申立期間①の A 社は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、また、申立期間②は C 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないと年金事務所から回答があった。

申立期間①は、A 社の社長であった伯父と一緒に勤務していた期間であり、申立期間②は、社名が C 社 E 営業所となった時期である。

事務所はいずれも同じ場所にあり、会社の名称が変更になっても継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、申立期間①において、A 社に勤務したとしているが、B 社 E 営業所に昭和 31 年 12 月から 38 年 12 月まで勤務した同僚は、申立人の入社時期及び退職時期は不明であるが、申立人は、同社同営業所に勤務していたと証言している。

さらに、申立人が申立期間①当時、A 社の社長であったとしている申立人の伯父及び申立人が申立期間①以前に A 社に勤務したとしている申立人の兄の厚生年金保険被保険者記録をみると、B 社における被保険者記録が確認できるものの、申立期間①における B 社に係る健康保険厚生年金保険



被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、C社の同僚の証言から、勤務期間の特定には至らないが、申立人が同社に勤務したことは推認できる。

しかし、D社は、申立期間②当時の資料は無いとしていることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和40年10月21日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は、同日付でC社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、同日に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間②を含む昭和39年9月から42年10月までは、国民年金被保険者期間であり、そのうち40年10月から42年3月までの期間は、国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から20年9月まで

A社B支店に勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和18年4月に入社後、6か月の見習期間を経て採用された。入社当初は、A社B支店C事業所の建設所に勤務し、19年頃に当該建設所が完成した後は、D事業所に移り、その後、終戦を迎え事業所が縮小されるとのことで、20年9月に退職した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の勤務状況に係る申立人の詳細な記憶から判断すると、具体的な勤務期間は特定できないが、申立人がA社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社B支店C事業所の建設所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚の大半が被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該被保険者名簿において資格を取得している者は、全て申立人より年上の者であることに加え、申立人が唯一自分より年下であったとしている同僚の名前が見当たらないことから、当該事業所では、従業員により厚生年金保険の加入取扱いが異なっていた可能性も否定できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、所在不明又は死亡しているため照会することができず、申立期間当時の勤務状況について確認できない。

さらに、当該事業所の事業を承継するE社では、申立人に係る人事記録等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
昭和 49 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで勤務したA社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、資格喪失日が同年 10 月 1 日となっており、申立期間の加入記録が無かった。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人のA社における被保険者記録は、昭和 49 年 10 月 1 日に離職となっており、厚生年金保険の記録とほぼ合致している。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、資格喪失日の記載には訂正等の不自然な点は見当たらない。

さらに、A社は昭和 54 年 12 月に解散しており、当時の代表取締役も既に死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 2083 (事案 59、1561 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 23 年 4 月まで

A社B出張所に昭和 21 年 1 月から 25 年 4 月まで勤務していたが、同出張所における厚生年金保険被保険者期間は、23 年 5 月 1 日から 25 年 4 月 30 日までの期間とされていた。申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人、その父親及び申立人が挙げた同僚が被保険者として記載されているA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和 23 年 5 月 1 日に当該事業所が新たに厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できること、ii) 当該事業所の本社は、当該事業所が適用事業所になった時期より 2 年前の 21 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間について健康保険の番号に欠番は無く、同名簿に申立人の氏名は見当たらないこと、iii) 厚生年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の手帳記号番号の払出日が 23 年 5 月 1 日であり、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いことなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 20 年 4 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、当時勤務していた「A社B出張所」の人員配置表を提出し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして再申立てを行ったが、申立人が挙げた同僚及びA社C支店の被保険者は、死亡又は住所不明等のため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができないことなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成22年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和21年4月にD市E地区でF機関の庁舎の新築工事に携わったので、当該工事が分かれば当該事業所で勤務していたことが確認できるはずであると主張している。

しかし、F機関は昭和22年12月末に廃止されているとともに、D市図書館が保管している昭和25年版の関係資料によれば、D市E地区内に8機関が所在していた旨の記載が確認できることから、これら機関の後継機関に建設時期等について照会したが、3機関は昭和21年以前に庁舎を建設していた、3機関は他機関が建設した庁舎に入居していたため建設時期は不明である、2機関は25年にあった庁舎の建設時における資料は無いとしており、申立人の主張する庁舎の新築工事について特定することはできない。

なお、庁舎の建設管理を担当する関係機関では、同機関が設立された昭和26年6月以前の工事に係る記録は無く、申立人の主張する庁舎の新築工事については不明である旨回答している。

したがって、今回の申立て後に当委員会が行った上記調査結果からも、申立期間における勤務実態を確認することはできず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで  
② 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

平成 13 年 6 月に A 社の取締役を選任され、同年 7 月から役員報酬 45 万円に通勤費として 2 万円を加えた計 47 万円を支給されて現在に至っている。

ねんきん定期便に示された申立期間①及び②の標準報酬月額は 44 万円となっているが、給与明細書の支給合計額と異なり明らかに誤りである。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額を給与明細書の支給合計額どおりの標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持していた給与明細書の金額と A 社が保管していた申立人に係る賃金台帳の金額は一致しており、この給与明細書と賃金台帳から当該期間において申立人が毎月控除されていた厚生年金保険料は 2 万 9,876 円で、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は 44 万円となり、オンライン記録と一致する。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、平成 15 年 9 月の標準報酬月額は 44 万円と記載されていることから、当該事業所が社会保険事務所（当時）に対し 44 万円で届出を行ったことが認められる。

申立期間②について、申立人が所持していた給与明細書及び当該事業所が保管していた賃金台帳から、当該期間において申立人が毎月控除されて

いた厚生年金保険料は3万1,434円で、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額が44万円となり、オンライン記録と一致する。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、平成17年9月の標準報酬月額は44万円と記載されていることから、当該事業所が社会保険事務所に対し44万円で届出を行ったことが認められる。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から同年 10 月まで  
② 昭和 57 年 3 月から同年 8 月まで  
③ 平成 2 年 5 月から同年 9 月まで

申立期間①は、A 県にあった B 社に見習として勤務していた。当時、社会保険を使って通院した記憶がある。

申立期間②及び③については、いずれも C 社 D 支店で、販売の仕事をしていた。昭和 57 年に働いた際の給料が振り込まれた銀行の通帳も保管している。

どちらの事業所でも働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、B 社（A 県）が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 8 月 1 日からであり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記事業所のほかに、A 県内に B 社と同じ読み方の名称で厚生年金保険の適用事業所となっているものが 9 事業所確認できるところ、いずれも申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、B 社は既に解散し、代表取締役も亡くなっていることから、当時の事情を確認することができない上、申立期間当時の取締役で解散時の清算人に対し照会したが、回答は得られなかった。

加えて、申立人は、当該事業所で同僚だった者の氏名を覚えていないため特定することができず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人が提出した総合口座通帳によると、C社から申立人に給与が振り込まれていたことが確認できることから、申立人が申立期間②当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当該事業所で昭和 57 年 8 月まで勤務していたとしているが、上記通帳には、同年 6 月 19 日以降に給与が振り込まれていたことが確認できない。

また、C社（昭和 60 年 9 月 1 日にE社に名称変更）に係る事業所別被保険者名簿上、被保険者であったことが確認できる 9 名に照会したところ、回答のあった者のうち昭和 55 年に営業として入社したとしている者は、「C社で営業の社員が厚生年金保険に加入するようになったのは昭和 57 年 8 月からであり、私の厚生年金保険の記録もその時点からとなっている。」と述べている。

申立期間③について、E社のオンライン記録上、被保険者であったことが確認できる 4 名に照会したところ、回答のあった者のうち同社D支店に勤務したとする者は、「申立人とは部署が違うが、営業販売の場合は、1 年以上にわたって一定の売上げがなければ、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と述べている。

申立期間②及び③について、E社が加入していた健康保険組合は、申立人に係る健康保険の取得・喪失の記録は確認できないとしている。

また、E社は既に解散しているところ、同社の清算人は、申立期間②及び③当時の従業員の厚生年金保険への加入について、「見習期間 6 か月が経過し、その後も継続的に売上げの見込める社員について厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

申立期間①、②及び③について、いずれも申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、このほか申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 26 日から 41 年 3 月 8 日まで

私は、A社の工場に、昭和 38 年 8 月 21 日に入社し、42 年 10 月 5 日に退職するまで事務職として引き続き勤務していた。年金記録では、40 年 7 月 26 日から 41 年 3 月 8 日までの厚生年金保険の加入記録が確認できないが、当該事業所で厚生年金保険に加入していない期間があることに納得できないので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B工場において、昭和 38 年 8 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 7 月 26 日に同資格を喪失後、41 年 3 月 8 日にA社（厚生年金保険の新規適用年月は、昭和 40 年 12 月）において同資格を再取得し、42 年 10 月 5 日に同資格を喪失していることが確認でき、申立期間は未加入期間とされている。

申立人の雇用保険の加入記録をみると、上記の厚生年金保険の加入期間と合致しており、申立期間当時にA社B工場において厚生年金保険の被保険者であった同僚 8 名の雇用保険の加入記録をみると、当該同僚の厚生年金保険の加入期間と雇用保険の記録は合致していることが確認でき、当該事業所では、厚生年金保険と雇用保険の加入手続を同時に行っていたことがうかがわれる。

また、A社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、喪失日と同日にA社で同資格を再取得している者のうち、所在が判明した 5 名に照会したが、申立人を知っている者はおらず、申立人が申立期間に継続して勤務していたことを確認することができない。

さらに、A社B工場及びA社のそれぞれの事業所別被保険者名簿を調査したところ、申立人と同様に、A社B工場における被保険者期間とその後のA社における被保険者期間が継続していない者が10名確認できる。

加えて、A社は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役も亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

その上、A社B工場及びA社の事業所別被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。